

遺言信託代理業務の取扱開始について

JA大阪北部では、組合員等のみなさまの財産承継対策をはじめとした相続相談ニーズにお応えするため、農中信託銀行の代理店として次の業務の取扱を開始いたしました。



【取扱業務の概要】

取扱業務	業務内容
遺言信託	<p>遺言信託「管理コース」</p> <p>農中信託銀行が遺言書作成のアドバイスを行い、お客さまが作成された遺言公正証書は農中信託銀行が責任をもってお預かりし、相続開始時にはご指定の方にお引き渡しいたします。</p> <p>遺言信託「執行コース」</p> <p>農中信託銀行が遺言書作成のアドバイスを行い、お客さまが作成された遺言公正証書は農中信託銀行が責任をもってお預かりいたします。また、相続開始時には農中信託銀行が遺言執行者として執行手続等を行います。</p>
遺産整理業務	<p>農中信託銀行が複雑で手間のかかる相続手続きについて、相続人の皆さまのお手伝いをさせていただきます。具体的には、「財産目録の作成」「相続人の皆さままで合意された遺産分割協議書の文書化」「各種財産の名義変更」などの手続を承ります。</p>

次のような方々に、遺言がお役に立ちます。

- 農業後継者など跡取りの方に多く相続させたい方
- 争族を未然に防ぎ、円滑に遺産分割を済ませたい方
- 相続人以外の方にも財産を贈りたい方
- お子さまのいらっしやらないご夫婦



遺言信託代理店

JA大阪北部 本店 事業推進部

〒562-0043 箕面市桜井2-8-8 TEL:072-725-0764 FAX:072-725-1117

※当代理店が行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。